

令和 5年 1月30日

八雲町長 岩村克詔 様

八雲町特別職給料審議会
会長 大野尚司

八雲町特別職の給料の改正について（答申）

令和5年1月30日付八総総第94号により諮問のありました標記につきまして、当審議会は下記のとおり決定したので答申いたします。

記

1 特別職の給料の額

住民サービスが多岐にわたり、複雑・高度化する中で、その職責の大きさとそれに対して精力的に取り組んでいる現状を評価すれば、以下のとおり、給料月額を合併前の水準に復元することは妥当と考えるに至った。

- (1) 町長 給料月額 900,000円（現行額+90,000円）
- (2) 副町長 給料月額 720,000円（現行額+50,000円）
- (3) 教育長 給料月額 640,000円（現行額+38,000円）

2 改正時期

- (1) 令和5年4月1日から適用することを相当と考える。